

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊北海道補給処安平弾薬支処
会計科長 橋村 泰夫

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
2ME91YZ00580	2MEJ1AM3045 0001		19				
品名 または 件名							
燃料タンク等清掃・漏洩点検役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
陸上自衛隊安平駐屯地				営繕班 (安平)			
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期			
営繕班 (安平) 加藤技官・241				令和5年3月31日 (金)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

安平弾薬支処 会計科事務室

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。

入札日時場所：令和5年1月12日 (木) 10時00分 安平弾薬支処 教場

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

ア 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 「入札及び契約心得」を厳守している者。

ウ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

エ 下記の「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。

(2) 保証金等に関する事項

ア 入札保証金は免除とするが、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

イ 契約保証金は免除とするが、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

(3) 入札の無効

ア 第1号で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 入札に関する条項に違反した入札

ウ 入札金額、入札者の氏名及び押印が判別し難い入札又は押印省略した場合の責任者等の記載がない入札

エ 入札に遅刻又は途中退席した者の入札

オ 誓約した「暴力団排除に関する誓約事項」に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

カ 入札書下部余白に「当社 (私・個人の場合)、当団体 (団体の場合) は、上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」と記載

(4) 契約書作成の要否

契約書を作成する。

(5) 落札決定方式

- ア 本要項第7項第1号に規定する入札参加資格をすべて満たした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、当該応札価格が予算決算及び会計令（昭和24年勅令第165号）第85条の規定により契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準を下回った場合は、落札を保留し、必要な調査のうえ決定する。この場合、すべての応札者は官側が行う調査に協力するものとする。
- イ 落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

(6) その他

- ア 契約の成立時期は、契約書に双方が記名押印したときとする。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札に参加する者は資格審査結果通知書（写）を提出すること。
- エ 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
- オ 電報、電話及びFAXによる入札は認めない。
- カ 郵便による入札を行う場合、安平弾薬支処会計科（担当：山崎）に入札書送付の旨を必ず電話連絡し、2重の封筒それぞれに「入札書（入札件名を記入）」在中」と明記し封印するとともに、内封筒に入札書を入れ、内封筒以外に第2項（2）同様の資格審査結果通知書（写）を同封し、入札実施の前日までに次項に示す入札に関する事項の担当へ必着させるものとする。この際、入札日前日（休日の場合はその前日）17時までに到着するように配達記録の残る方法で送付すること。（メール便可）
- キ 郵便入札がある場合の再度入札に関しては、速やかに応札業者に対して再度入札執行日時を通知し、後日実施する。
- ク 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵便入札を推奨する。
- ケ 入札に関する事項の問合せ先
陸上自衛隊 安平駐屯地 安平弾薬支処会計科（担当：山崎又は重信）
TEL 0145-23-2231（内292）
FAX 0145-23-2233

(7) 公告掲示場所及び期間

- ア 掲示場所：安平、札幌、真駒内、東千歳、北千歳、南恵庭、島松各駐屯地、札幌・千歳・苫小牧・恵庭各商工会議所、安平町商工会
北海道補給処ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsd/nae/nadep/dep.html>
- イ 掲示期間：令和4年12月15日～令和5年1月12日

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官、陸上幕僚長又は契約担当官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
 - ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。
 - イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
 - ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
 - イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
 - (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

仕 様 書

- 1 役務件名 : 燃料タンク等清掃・漏洩点検役務
 2 役務場所 : 北海道勇払郡安平町安平 陸上自衛隊安平駐屯地
 3 役務概要 : 消防法等関係法令に基づき、燃料地下タンク及び地下埋設配管内の漏洩の有無を確認及び、
 潜入方式による内部洗浄を実施する。
 4 該当施設 : 該当施設及び実施内容は下表による。

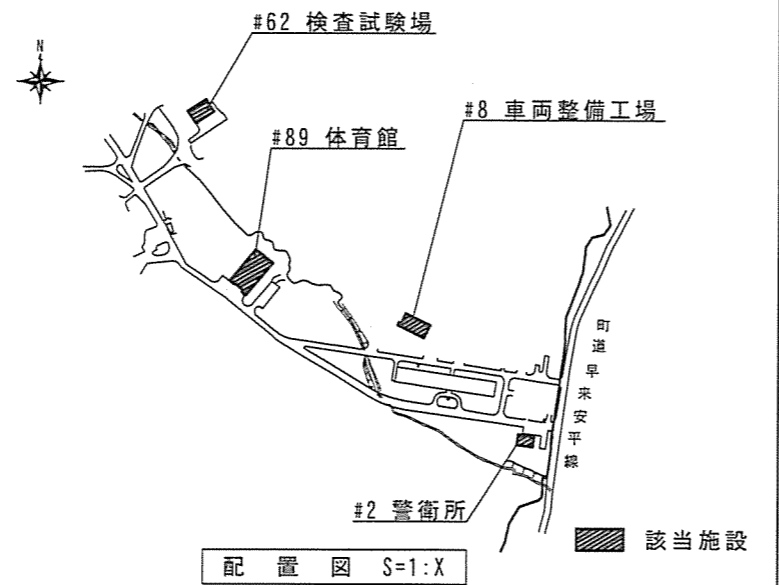
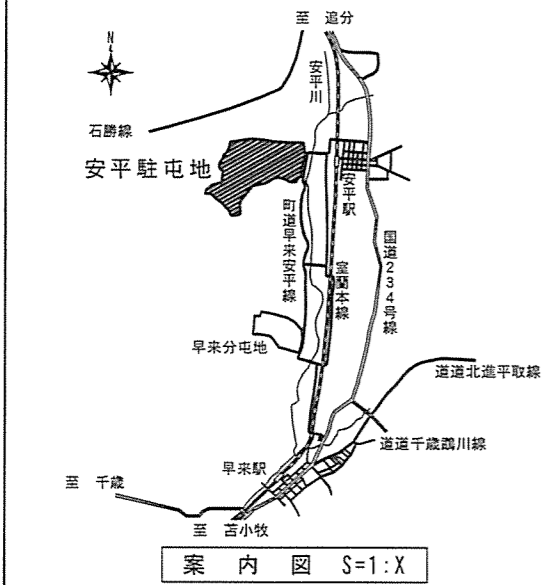
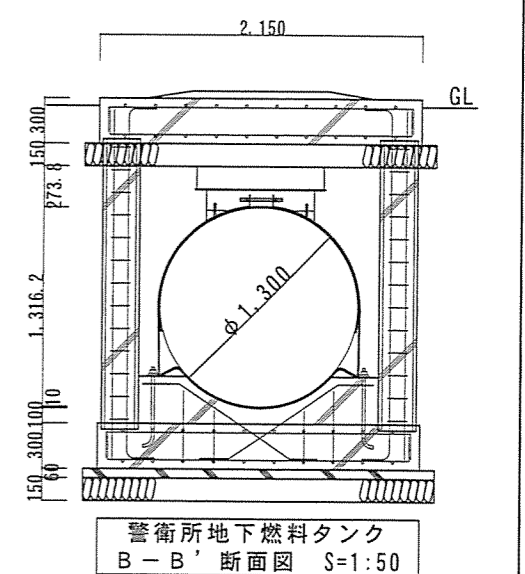
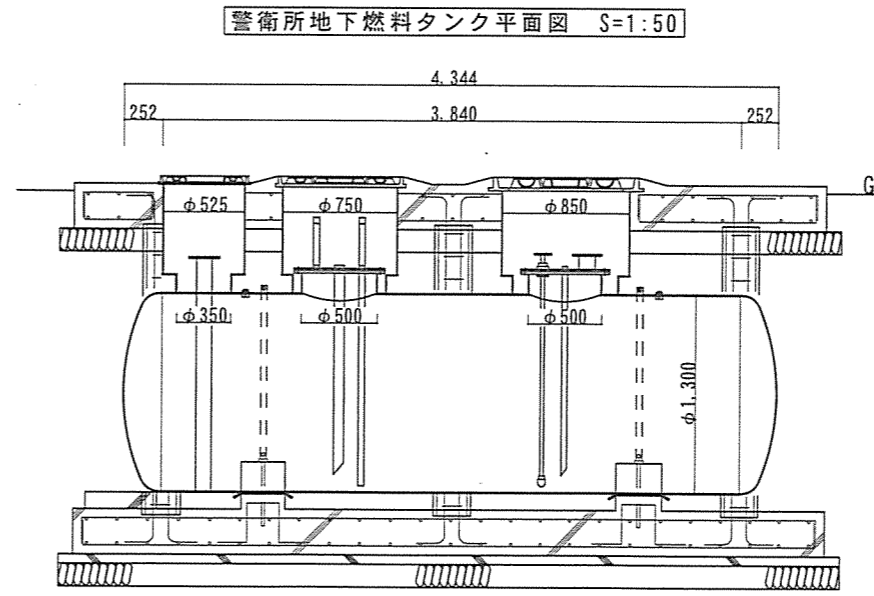
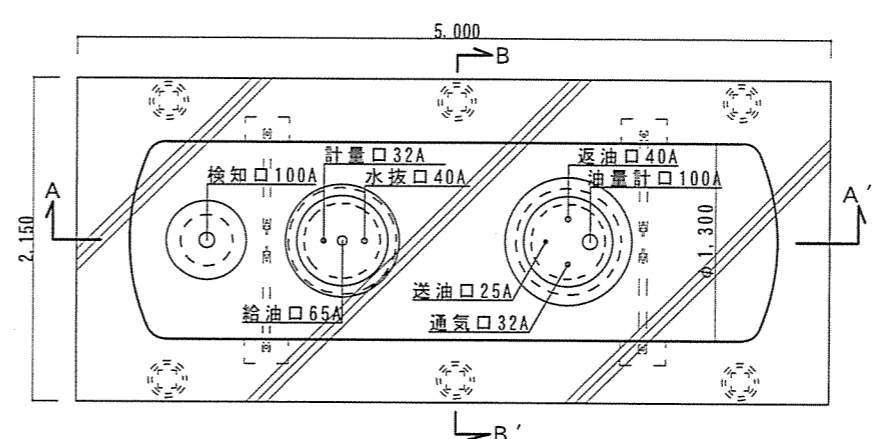
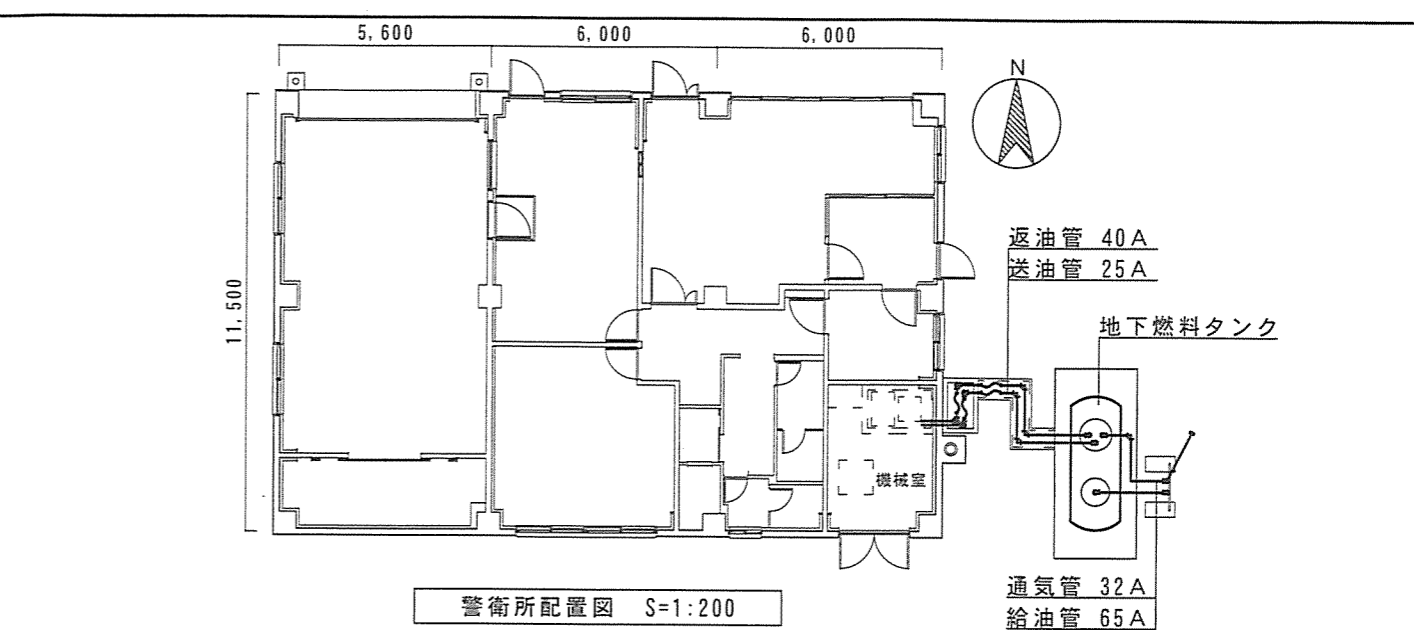
設置場所	安平駐屯地			
施設番号	警衛所	車両整備工場	体育館	検査試験場
種 別	地下タンク	地下タンク	地下タンク	地下タンク
実施項目	タンク漏洩点検 タンク内部洗浄	タンク漏洩点検	タンク漏洩点検	タンク漏洩点検
燃種・容量	A重油 5KL×1基	A重油 4KL×1基	A重油 12KL×1基	A重油 8KL×1基
予定残油量	3KL	2.5KL	8.5KL	6.0KL
備考	送油管 25A×6m	送油管 40A×1m	送油管 40A×29m	送油管 25A×10m
	返油管 40A×6m	給油管 65A×4m	返油管 40A×29m	返油管 40A×10m
	給油管 65A×3m	通気管 32A×3m	給油管 65A×3m	給油管 65A×3m
	通気管 32A×4m		通気管 32A×4m	通気管 32A×7m

章	項 目	内 容												
一 般 事 項	1 適用	本仕様書は、陸上自衛隊安平駐屯地において実施する「燃料タンク等清掃・漏洩点検役務」に適用する。												
	2 疑義	(1) 本役務は、本仕様書に規定する他、関係法令、規則及び条例等を遵守するものとする。 (2) 本仕様書の内容に相違、又は明記なきとき、あるいは不明な点が発生した場合は、監督官と調整しその指示に従う。但し、契約金額及び工期の変更は行わないものとする。												
	3 提出書類	(1) 本役務着手に先立ち、関係書類（着手届、工程表）等を監督官に提出する。 (2) 書類の整理は契約業者の責任において監督官の指示どおり遅滞なく行う。 (3) 「点検実施結果報告書」については、2部を提出すること。												
	4 現場管理	(1) 役務現場は常に諸材料等の整理整頓その他清掃を行い、火災等の事故防止に努める。 (2) 出入口及び危険のある場所には、危険表示等の処置を行う。 (3) 役務現場及び許可された場所以外への無断立入り等は厳禁とする。 (4) 在来施設等の保護に十分注意を払うものとし、万一、不注意等により破損した場合は監督官と調整のうえ速やかに原形に復するものとする。 (5) その他部隊側の諸規則、指示に従い遅滞なく作業を行う。												
	5 写 真	役務写真の提出方法は下表のとおりとする。 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>分 類</th> <th>規 格</th> <th>撮 影 箇 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>作業前</td> <td>1 サービス判以上</td> <td>隠蔽となる箇所及び監督官の</td> </tr> <tr> <td>作業中</td> <td>2 デジタルカメラ撮影可</td> <td>指示する箇所</td> </tr> <tr> <td>作業後</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	分 類	規 格	撮 影 箇 所	作業前	1 サービス判以上	隠蔽となる箇所及び監督官の	作業中	2 デジタルカメラ撮影可	指示する箇所	作業後		
	分 類	規 格	撮 影 箇 所											
	作業前	1 サービス判以上	隠蔽となる箇所及び監督官の											
	作業中	2 デジタルカメラ撮影可	指示する箇所											
	作業後													
	6 材 料	*撮影後、役務写真帳（A-4縦）に整理の上速やかに監督官に提出すること。 *撮影機器使用に際しサービス判で撮影した場合はネガを提出し、デジタルカメラで撮影の場合は監督官の指示がなければ、CD-R等の可搬記憶媒体の提出は不用とする。												
	7 清掃・後片付け	本役務に使用する消耗品、付属品等は、契約業者方の負担とする。												
8 電気・水道	本役務完了に際しては速やかに現場の清掃、後片付けを行う。													
9 発生材	電気、水道は、請負業者の負担において準備する。													
10 保証期間	本役務により発生した廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等、関係法令に基づき適切に処理を行うものとし、マニフェストの写しを監督官に提出する。													
11 その他	役務完了後1年間における実施上の不備等による損傷は、請負業者の負担で無償修復とする。 請負業者は、燃料地下タンク及び付属する配管の点検事業者認定及び全国危険物安全協会講習修了者で、本役務を完全に遂行できる能力を具備するものとする。													
特記事項	1 漏洩点検 安全管理等 (1) 本役務は、危険物取扱いに関する規制を受けている施設であり、消防法等関係法令を遵守し、安全確実に実施すると共に火災予防には万全を尽すこと。 (2) 本役務が原因となって発生した事故は契約業者の責任とし、官側に損害を与えた場合は、ただちに現状に回復又は、補修の義務を負うものとする。													

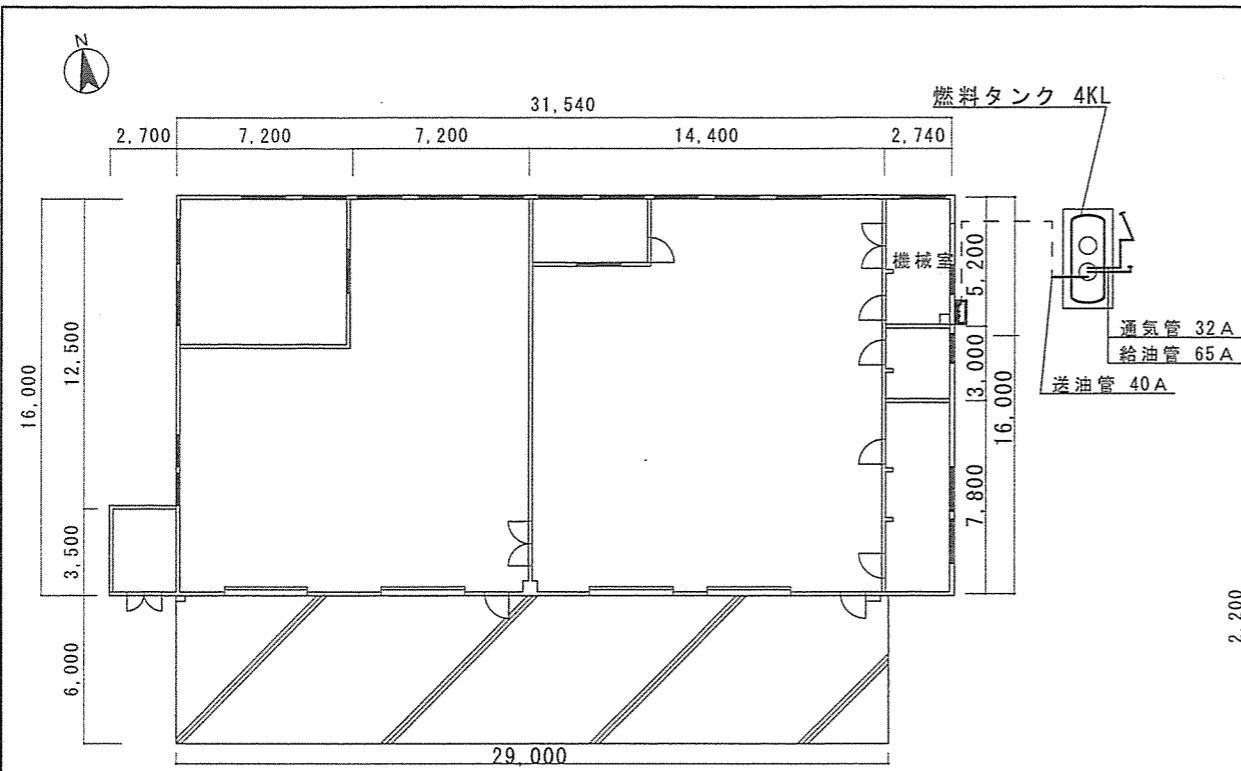
章	項 目	内 容
特 記 事 項	2 実施要領	(3) 役務作業時に部品等の交換の必要性が生じた場合、軽微なものは本役務に含むものとする。また、役務完了時に取り外した部品、フランジは全て復旧し、シートパッキン類は全て新品とする。 (1) 点検方法 本役務は原則として「微加圧法」により実施するものとし、これによりがたい場合は、監督官と協議の上決定するものとする。 (2) 点検の準備と手順 ア 契約業者は、点検対象地下タンク内の残量を測定し、液面から地下タンク上端までの気相部の高さが基準値以上あることを確認すること。 ア 開口部をバルブ、盲フランジ等で閉鎖し、点検範囲を密閉すること。この際、加圧状態を十分に維持確保できる強度を有すること。 (3) 測定機器等 ア 圧力計（圧力自動記録計）：最小目盛が試験圧力の0.01Kpa以下であり、読み取り記録できる精度のもの。 イ 温度計：試験圧力に十分耐えられるもので、最小目盛1℃以下の表示式又は、記録式のもの。 ウ 加圧装置：加圧時の最大圧力が3kPa以下となるように調整されたもの。 エ 使用ガス：窒素ガスを加圧媒体とする。 (4) 加圧の方法 ア 開口部を閉鎖した密閉状態で5分以上圧力を測定し、地下タンク及び地下配管内が安定であることを確認 イ 圧力計を監視しながら、加圧装置により窒素ガスを徐々に封入し、2kPaまで加圧 ウ 試験前後の地下タンク及び地下配管内の温度、気温及びその間の気象変化を記録 エ 加圧後15分間の静置時間における圧力の降下が、試験圧力の15%以下であることを確認 (5) 判定等 ア 加圧中に、露出している配管継手等に石鹼水等を塗布し、漏洩の有無を目視により確認する。 イ 加圧後15分間の静置時間において、その後15分間の変化により判定する。ただし、10KLを超える地下貯蔵タンク及び地下埋設配管の試験時間については、当該10KLで除した値を15分に乘じた時間とする。 ウ 判定については、圧力降下が試験圧力の2%以内であれば異常なしとする。 (6) 安全対策 ア 加圧装置が万一不調になった場合でも、3KPa以上の圧力が加わらないように安全装置を設ける。 イ 試験終了後の地下タンク及び地下配管内のガスの放出は安全な場所、方法で行う。 ウ 試験中は常に圧力を監視し、加圧装置から離れない。
	3 タンク清掃 安全管理等	(1) 請負業者は現場責任者（清掃作業員）を指名し、監督官に届け出ること。 (2) 清掃作業員は危険物取扱者乙種第四類以上の有資格者で衛生管理に精通したものでなければならない。 (3) 清掃作業間における油の流失防止等の保全については、確実にすること。 (4) 清掃作業間の静電気による事故防止を確実にすること。 (5) タンク内部潜入に先立ち上部マンホールを開放し、十分に換気を行った後に、タンク内部に潜入すること。

仕様書No		19	
名 称	燃料タンク等清掃・漏洩点検役務	図面 番号	全 5 葉 の内 1
種 別	特記仕様書		縮 尺
支 処 長	総務科長	営繕班長	企画管財係
陸上自衛隊安平弾薬支処総務科営繕班			設計・製 図
			令和4年/2月/2日

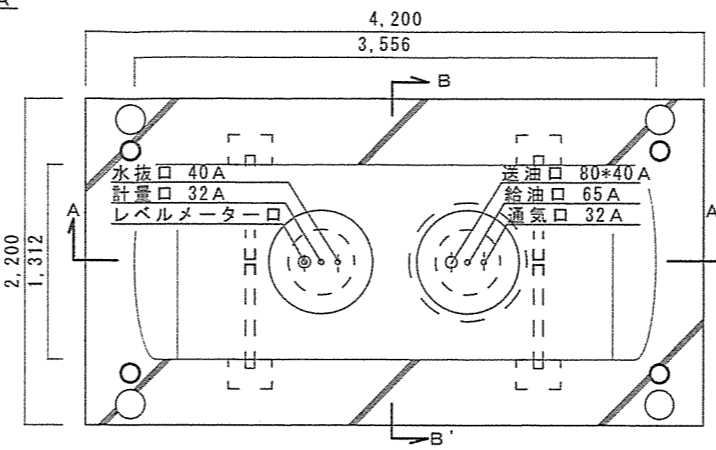
章	項目	内容
特記事項	4 実施要領	(6) 火気の使用は特に注意し指定場所以外での使用は厳禁とする。 (1) 保有残油（使用可能）を抜き取り、請負業者側準備のタンクローリー車等に保管する。 (2) 混入水、スラッジを抜き取る。 (3) 抜き取り不能のスラッジ及び鉄錆等を洗浄油等で溶解又は手作業により除去しタンク外に排出する。 (4) タンク内部全面を洗浄油等で洗浄する。その後ウエス等で拭き取り、タンク内が清浄に仕上がるまで繰り返す。 (6) 請負業者は清掃終了後に検査を受け、合格後マンホールの蓋を取り付ける。 (7) 保有残油（使用可能）をタンクに還元して、タンク機能の回復を確認する。 (8) 請負業者は清掃完了後、保有残油（使用可能）量、スラッジ量、及びタンク内部の腐食状況を明記し監督官に提出する。
	5 検査・監督	(1) 本役務はすべて監督官立会のうえ実施すること。 (2) 点検完了後、役務完成検査願いを提出し完了検査を受けるものとする。 (3) 抜き取り不能スラッジ等の産業廃棄物の最終処分完了をもって役務完了とする。
	6 その他	点検・清掃日は令和5年2月27日（月）から同年3月10日（金）とし、細部は官側と調整を行うものとする。



仕様書No		19	
名称	燃料地下タンク等清掃・漏洩点検役務	図面番号	全5葉の内2
図面名称	特記仕様書・配置図・平面図・断面図	縮尺	図示
陸上自衛隊安平弾薬支処総務科管轄班		作成年月日	令和4年/2月/2日

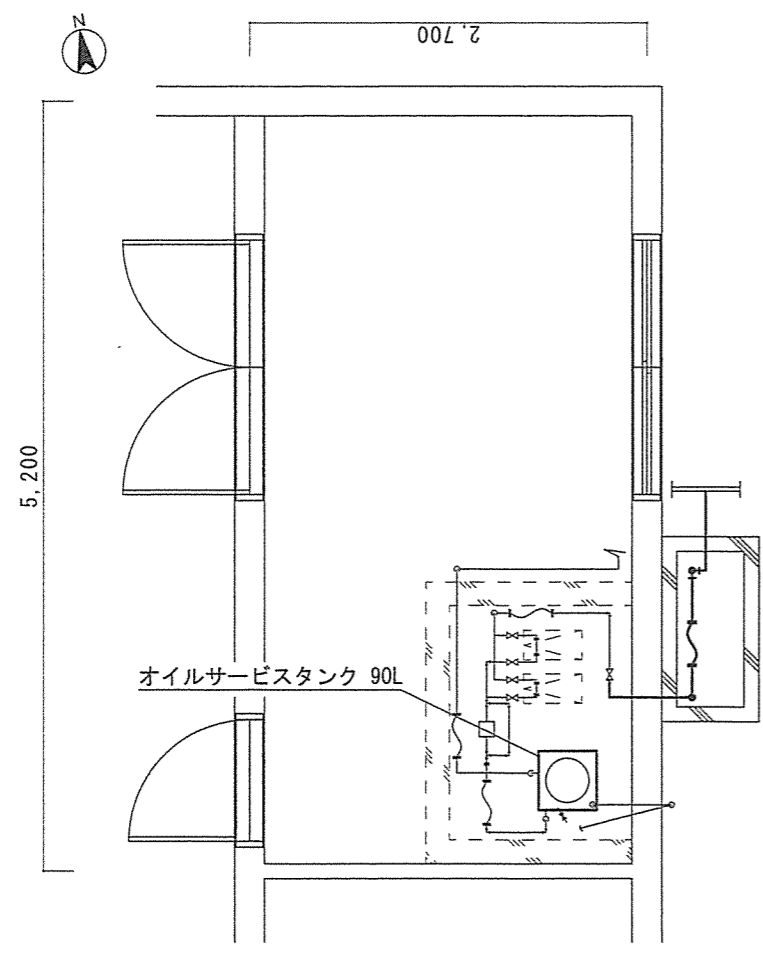


車両整備工場配置図 S=1:300

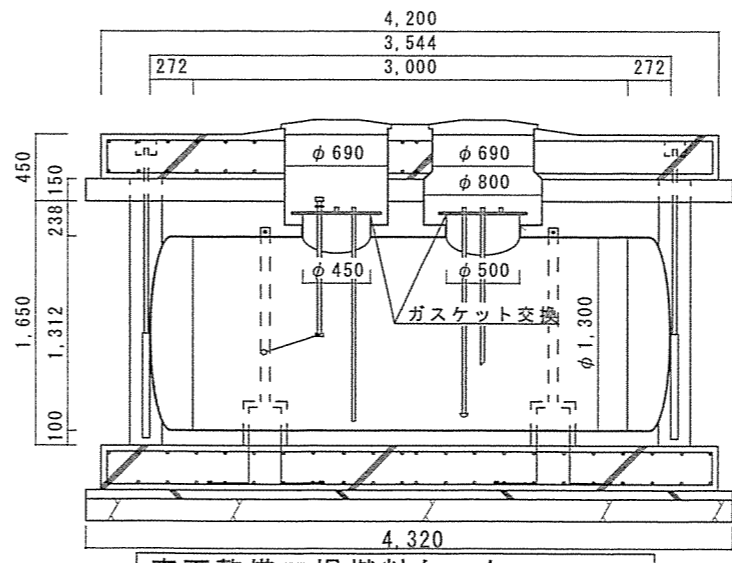


車両整備工場燃料タンク平面図 S=1:50

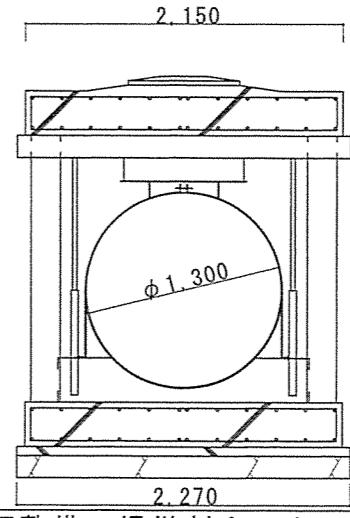
燃料タンク (車両整備工場)	
形状	φ1,300*3,000 L
板厚	銅板、鏡板共t6(SS400)
プロテクター	φ690*t3.2 φ800*φ600*t3.2
申請容量	4,000 L



機械室平面図 S=1:50

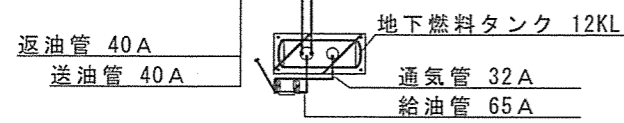
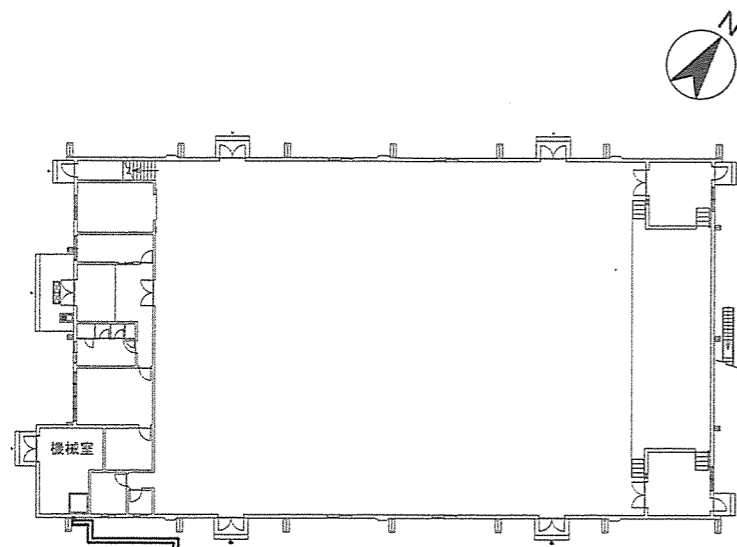


車両整備工場燃料タンク A-A' 断面図 S=1:50

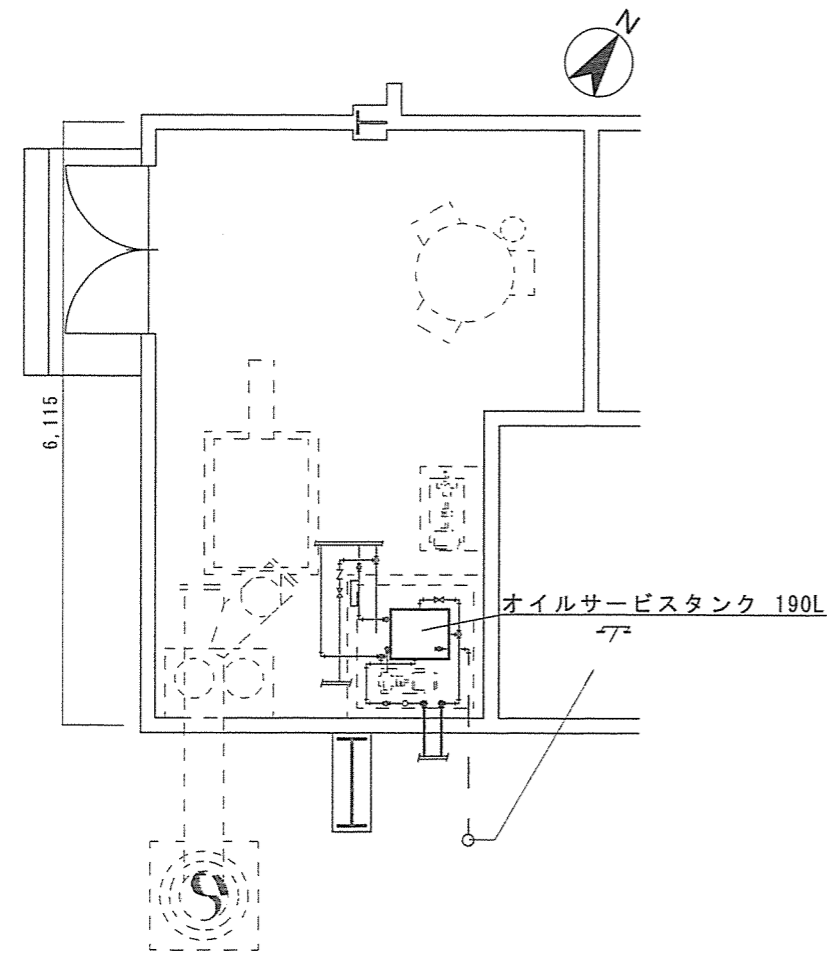


車両整備工場燃料タンク B-B' 断面図 S=1:50

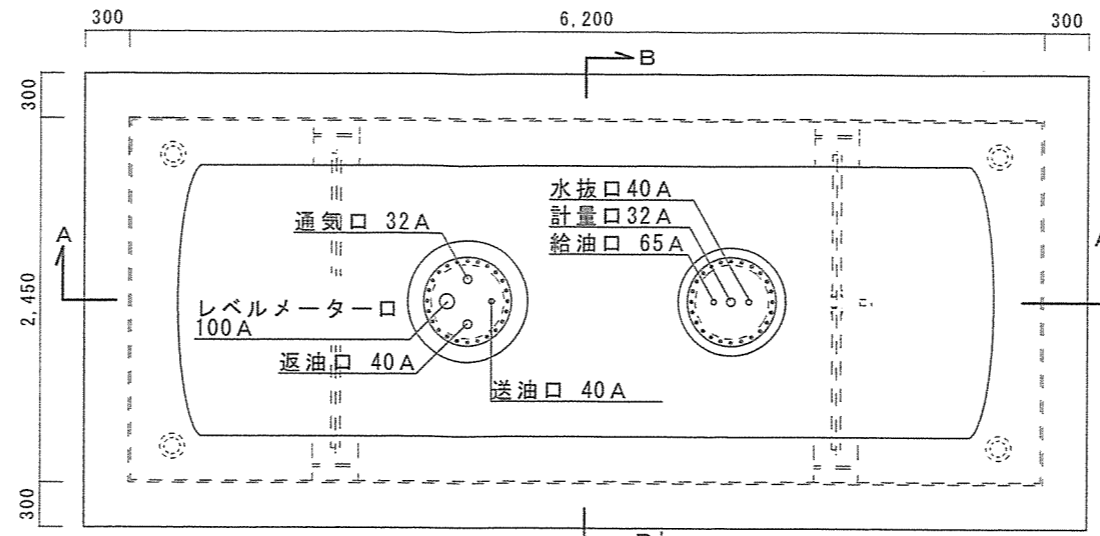
		仕様書No	19
名称	燃料タンク等清掃・漏洩点検役務	図面番号	全5葉の内3
図面名称	配置図・平面図・断面図・立面図	縮尺	
		図示	
陸上自衛隊安平弾薬支処総務科営繕班		作成年月日	令和4年/2月/2日



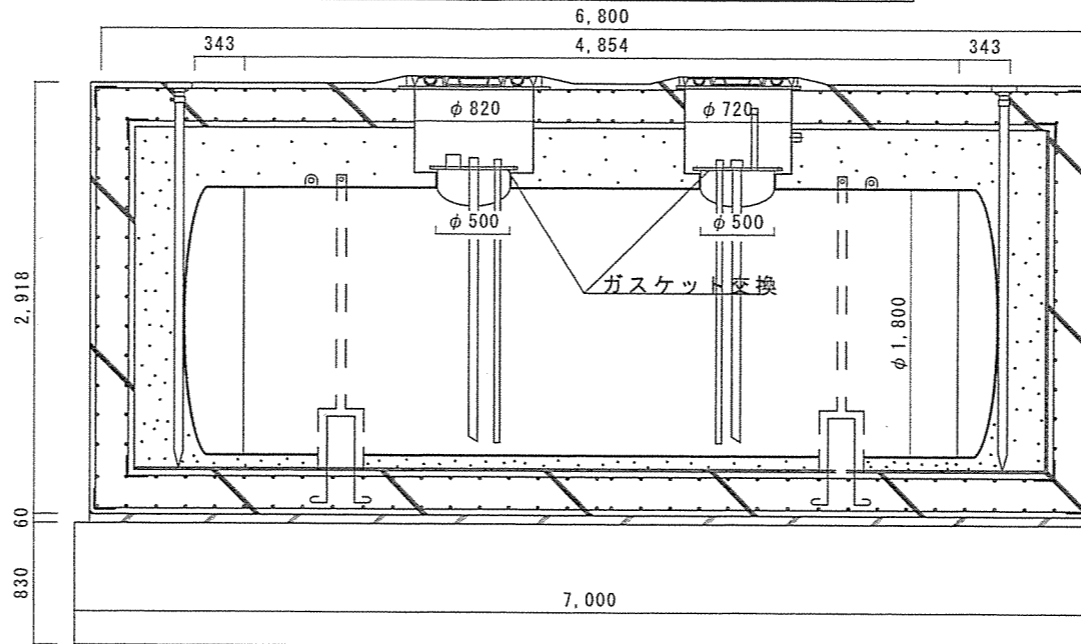
体育館配置図 S=1:500



機械室平面図 S=1:75

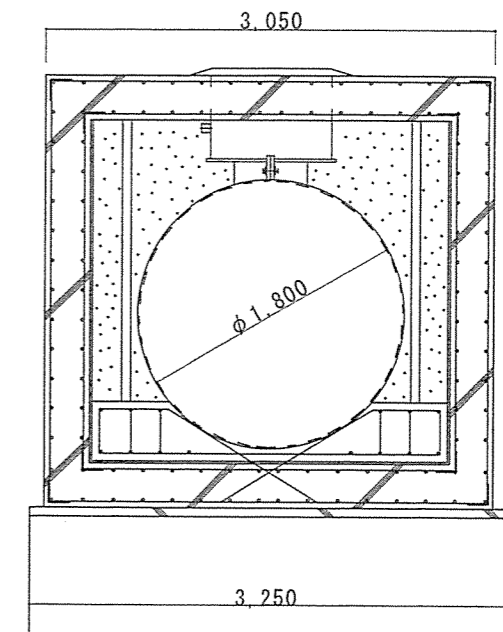


体育館燃料タンク平面図 S=1:50



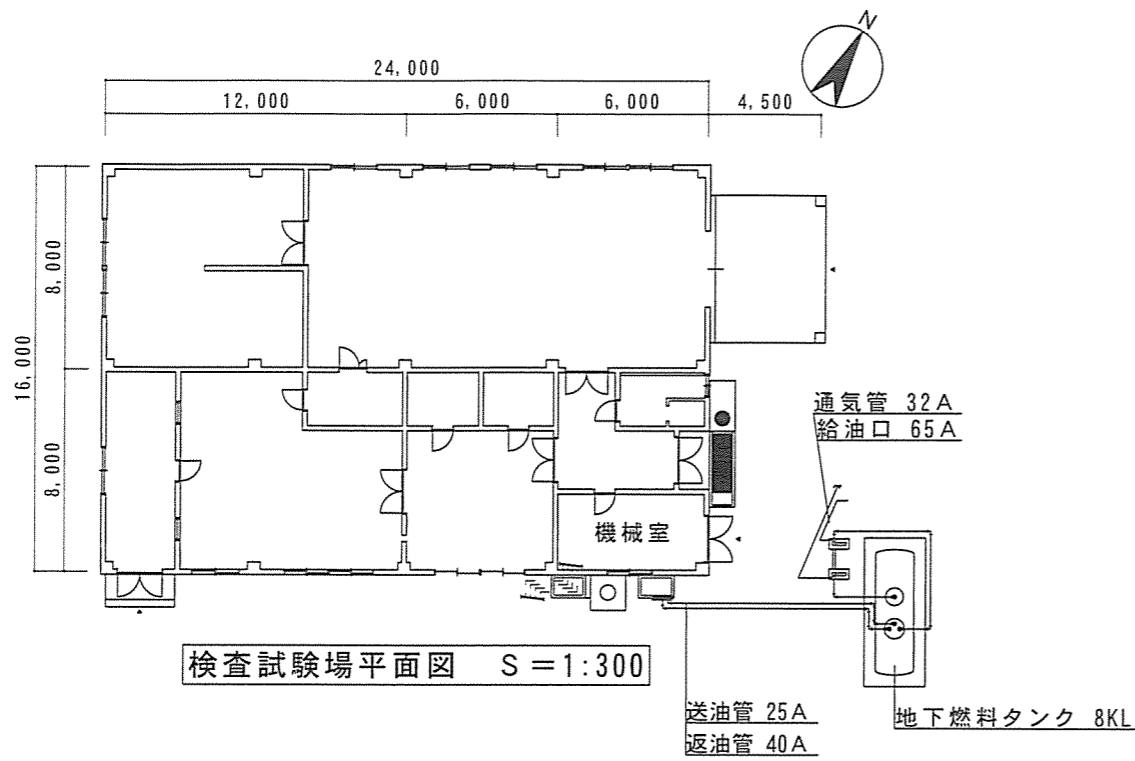
体育館燃料タンク
A-A'断面図 S=1:50

燃料タンク (体育館)	
形状	φ1,800×4,854 L
板厚	銅板、鏡板共t9(SS400)
プロテクター	φ720*t3.2 φ820*t3.2
申請容量	12,000 L

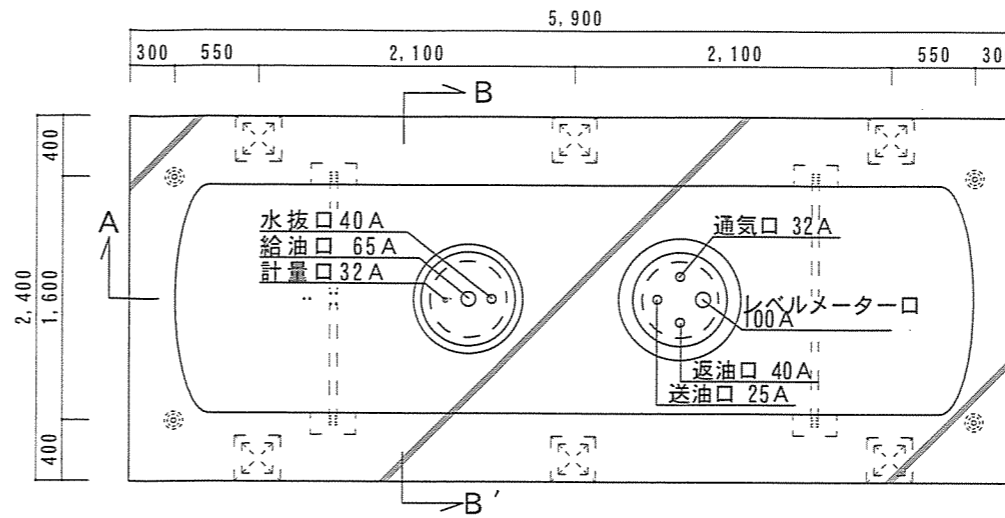


体育館燃料タンク
B-B'断面図 S=1:50

		仕様書No	19
名称	燃料タンク等清掃・漏洩点検役務	図面番号	全5葉の内4
図面名称	配置図・平面図・断面図・立面図	縮尺	図示
陸上自衛隊安平弾薬支処総務科営繕班		作成年月日	令和4年/2月/2日

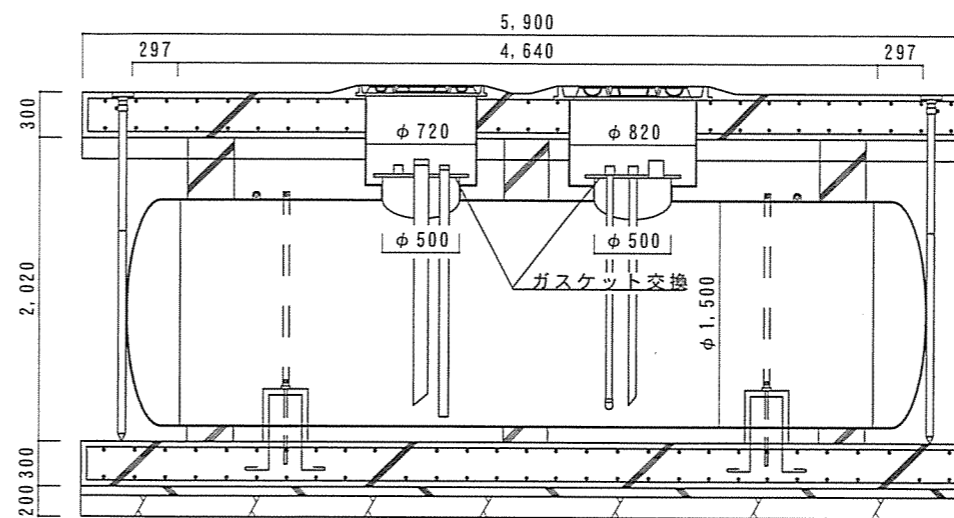


検査試験場平面図 S=1:300

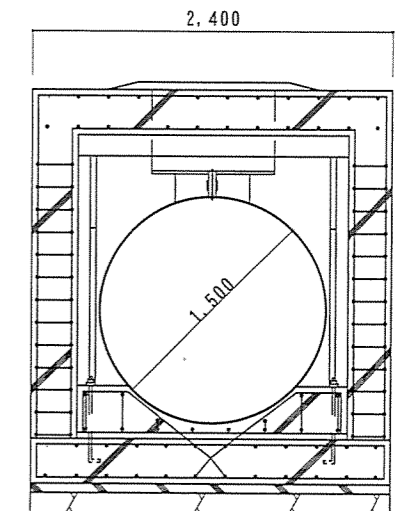


検査試験場燃料タンク平面図 S=1:50

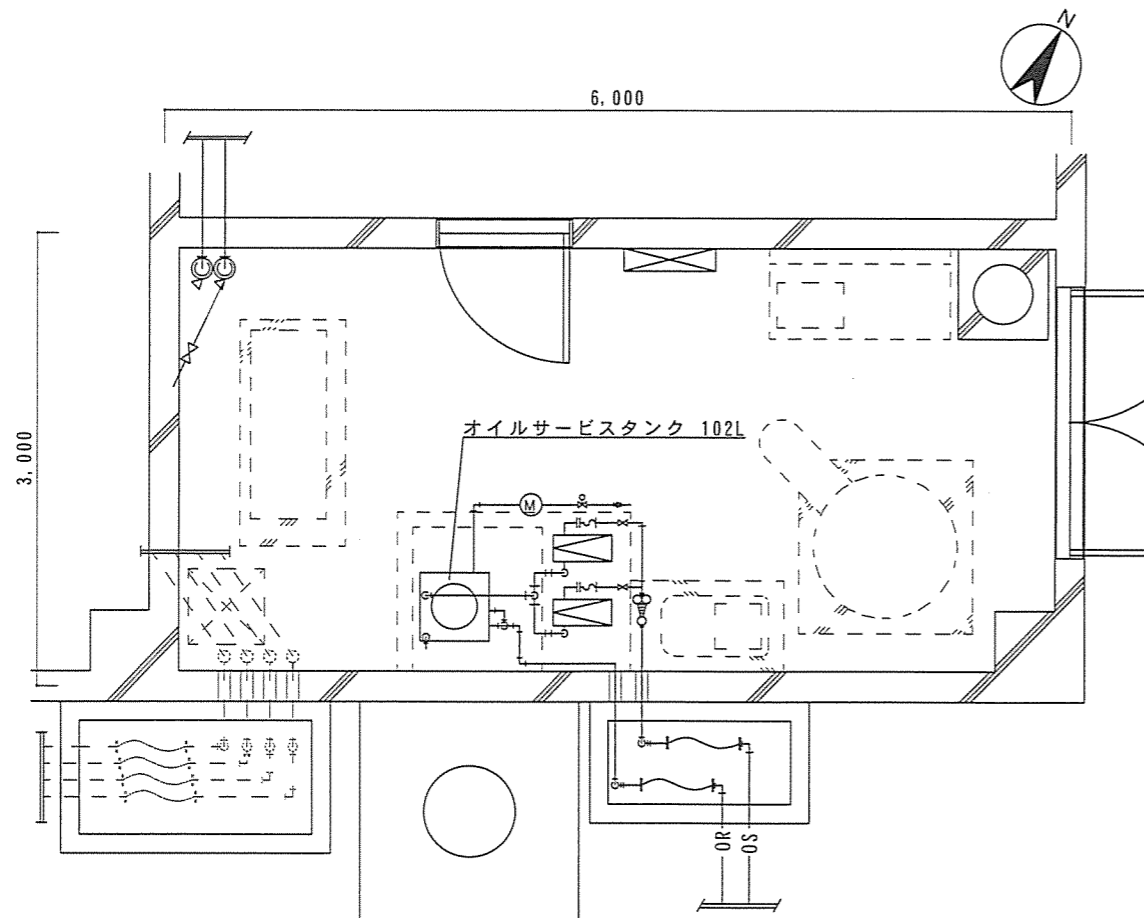
燃料タンク (検査試験場)	
形状	φ1,500×4,640 L
板厚	銅板、鏡板共t6 (SS400)
プロテクター	φ720×t3.2 φ820×t3.2
申請容量	8,000 L



検査試験場燃料タンク A-A'断面図 S=1:50



検査試験場燃料タンク B-B'断面図 S=1:50



機械室平面図 S=1:50

		仕様書No	19
名称	燃料タンク等清掃・漏洩点検業務	図面番号	全5葉の内5
図面名称	平面図・断面図・詳細図	縮尺	
		図示	
陸上自衛隊安平弾薬支処総務科営繕班		作成年月日	令和4年/2月/2日

市場価格調査依頼書

年 月 日

市場価格合計 ￥

契約実施計画番号		2ME91YZ00580						
NO	調達要求番号	物品番号	単 位	数 量	単 価	金 額	納 地	
	品 名			仕 様 書 番 号			引渡場所	
	部品番号 または 規格						搬入場所	
	使用器材名						納 期	
1	2MEJ1AM3045	0001	ST	1.0			安平駐屯地	
	燃料タンク等清掃・漏洩点検役務			19			営繕班（安平）	
	仕様書のとおり						営繕班 加藤技官・241	
							令和5年3月31日	
2	以下余白							
3								
4								
5								
特記事項								